

自費工事承認申請書及び工事完了届の電子申請について試行対象範囲を拡大します

令和7年10月より鶴見土木管内で試行しております公共下水道自費工事承認申請書及び工事完了届の電子申請システムについて、**12月16日から対象範囲に港南区と青葉区を追加します。**排水設備業務に引き続き自費工事業務のオンラインによる申請手続きをご検討ください

○自費工事電子申請受付対象行政区：**鶴見区、港南区、青葉区** ※下線の行政区は**12月16日から**

○電子申請システム稼働時間：平日・土曜日 7:00～22:00（日曜日・祝日・年末年始除く）

※システムの稼働時間内に、申請書及び完了届の登録ができます。

※土木事務所の受付・審査処理は、原則、開庁日の8:30～17:15です。

○システム利用申し込み：

①利用申込書 以下の URL（横浜市ホームページ URL）もしくは右記 QR コードから利用申込書をダウンロードし、必要事項を記入してください。

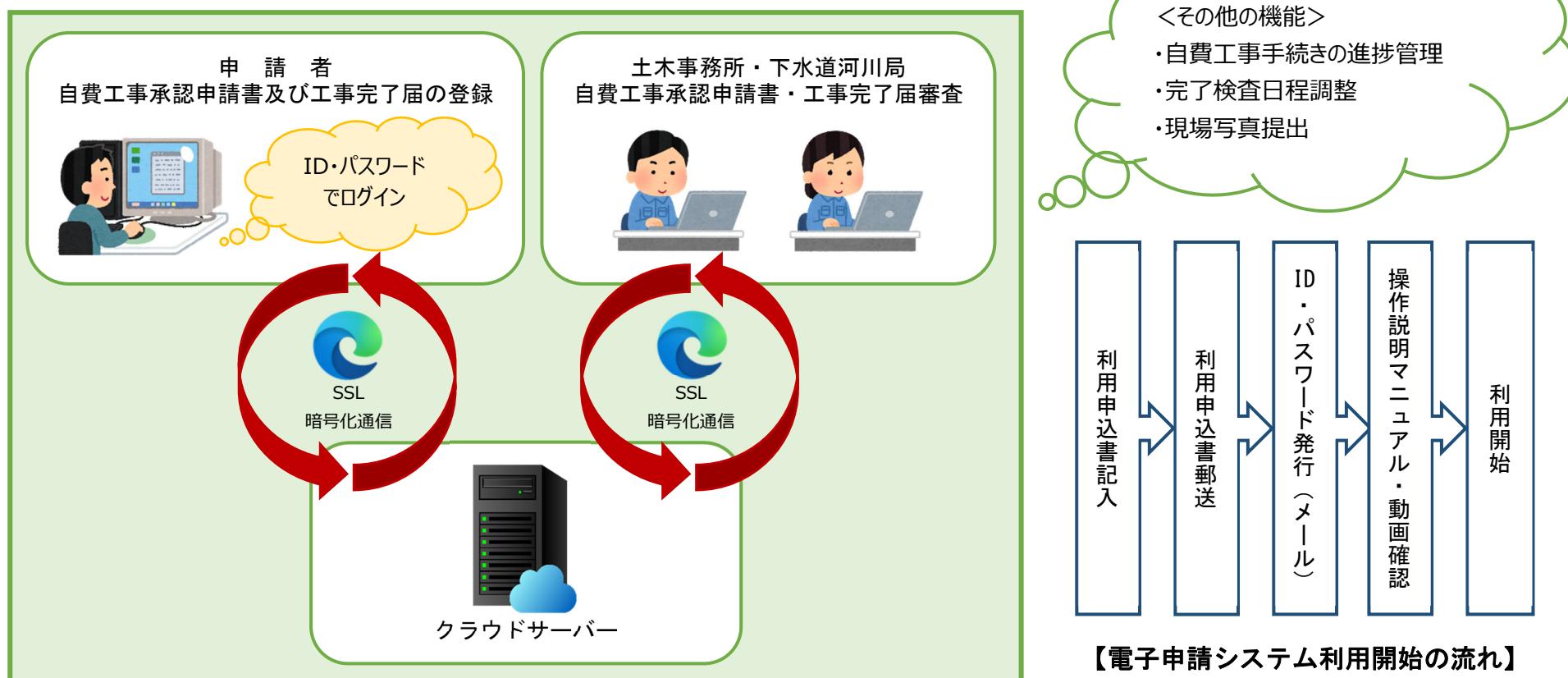


<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/setsuzoku/jihikoujidenshi.html>

②申込書郵送 利用申込書に、代表者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）の写しを添付し、横浜ウォーター株式会社宛てにご郵送ください。

③ID・パス発行 利用申込書の確認審査を行った後、申込書に記載の E メールアドレスへ ID・パス発行票を送付します。なお、ID・パスの発行には2週間程度を要します。

【電子申請システムの概念（イメージ）図】



【問い合わせ先】

横浜ウォーター株式会社 排確・自費電子申請システム担当

住所：〒231-0012 中区相生町 6-113 オーク桜木町ビル9F

電話：045-651-6101

自費工事電子申請対象区(12月16日時点)



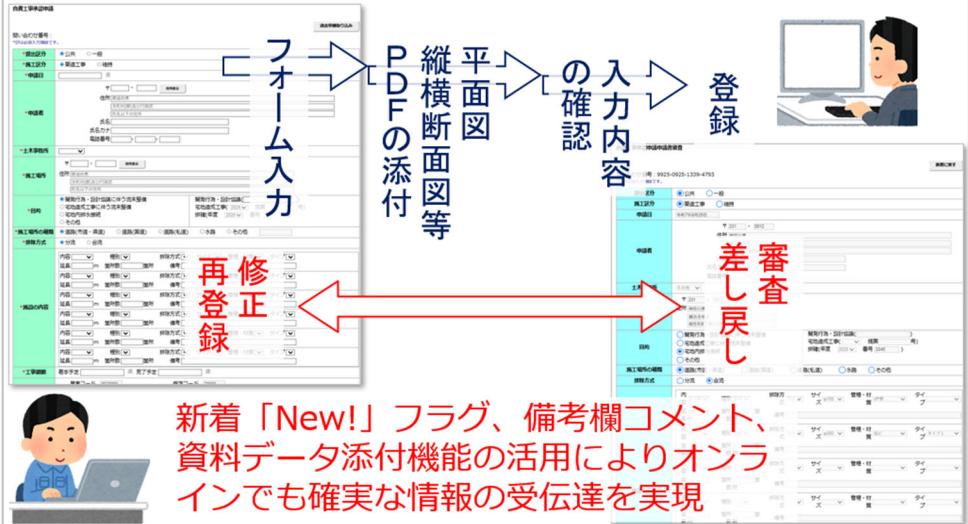
鶴見土木、港南土木、青葉
土木事務所管内で自費工事
承認申請のオンライン手続きが
可能です

（注意）既に紙媒体で、窓口にて申請した案件については、引き続き手続き完結まで、紙媒体で、窓口での応対となります。

特徴(その2)

システム操作はカンタン！シンプル！

下水道条例施行規則の申請書、完了届と同じ構成の入力フォーム

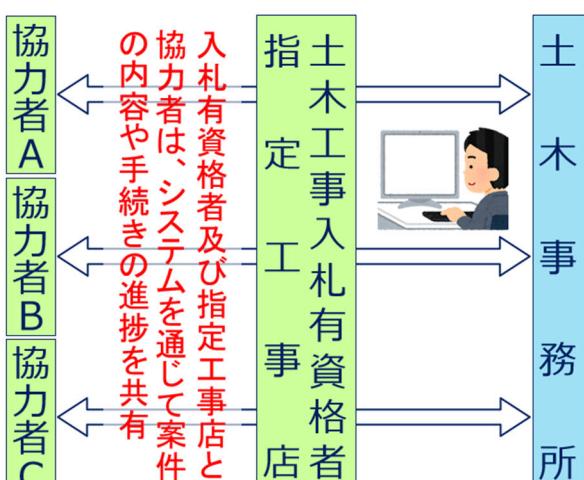


特徴(その4)

団面代行協力者もシステムを利用できます。*

協力者は入札資格や指定番号がない法人、個人も登録「可」
入札有資格者、指定工事店宛てに協力者用のID・パスを発行

*団面代行機能は、横浜ウォーター（株）の特許です。



特徴(その6)

複数案件の申請が省力化できます。



過去の電子申請の案件情報を入力フォームへ呼び出し
開発・宅造や分譲住宅など
類似の案件の複数同時登録作業を省力化

特徴(その1)

書類をオンラインで提出

これまで、窓口で行っていた書類の提出及び受領、情報伝達をシステム上で行うことができます。

申請書はシステムで登録

書類の修正依頼はシステム画面で把握

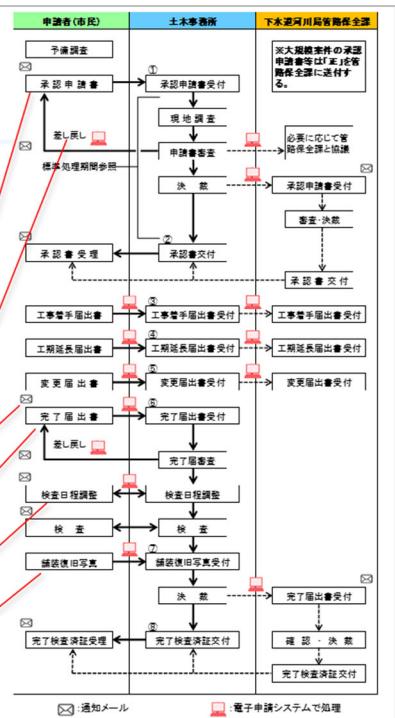
新着情報の通知メールが受信できる

完了届もシステムで登録

システムで検査日程が調整できる

システムで工事写真を提出できる

※承認書、検査済証等、一部書類は窓口での提出及び受領が必要です。



特徴(その3)

マニュアルと説明動画で素早くマスター

システムの「お知らせ」掲示板に掲載のマニュアルと説明動画を使ってシステム操作を楽々マスター



特徴(その5)

手続きの進捗が一覧で確認できます。

手続きの進捗に沿って進捗状況欄が更新される



特徴(その7)

社内の新人教育や引継ぎに活用できます。

